

## 恵庭市市民参画推進条例（素案3）条文

黒字：本文

下線：強調箇所

赤字：強調箇所（修正箇所含む）

青字：補足説明

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、恵庭市まちづくり基本条例（恵庭市条例第30号。以下「まちづくり基本条例」という。）第5条の規定に基づき、市民がまちづくりに参画できる具体的な事項と手続きを定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とします。

#### （定義）

第2条 この条例で用いる用語の意味は、次のとおりとします。

(1) 市民 市内に住所を有する人、市内に通勤又は通学する人及び市内で活動する法人や団体又は個人をいいます。

(2) 市 市長及び執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）をいいます。

(3) 参画 参加するだけでなく、方針の決定や企画に関わるなど、活動に主体的に加わることをいいます。

（参画の定義は、恵庭市まちづくり基本条例と同じ）

(4) 市民討議会 無作為に抽出された市民が、特定のテーマについて、継続的に話し合う場のことをいいます。

（住民協議会がわかりづらいというご意見があり、市民討議会の名称に変更）

#### （基本原則）

第3条 市民参画は、市民と市が情報を共有した上で、市民が意見を述べ、提案する機会が確保され、市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行います。

#### （字句の修正）

2 市民参画は、市民と市がお互いの立場を理解し、尊重して行います。

3 市民参画は、政策形成等のできるだけ早い時期から行います。

#### （市民の責務）

第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参画を行います。

2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければなりません。

(市の責務)

第5条 市は、市民に積極的に情報を提供し、市民参画の推進に努めなければなりません。

2 市は、市民が参画しやすい市民参画の機会を積極的かつ公平に提供します。

3 市は、市民参画の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めます。

4 市は、市民参画の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければなりません。

5 市は、市民が年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず市民参画の機会を得ることができるよう努めます。

(障がいの有無について言及する必要はないという趣旨のご意見があった。合理的配慮の提供は義務付けされるが、行政内部においても十分に浸透しているとは言えないため、残してもよいのではないかと思う)

## 第2章 市民参画の手続き

### 第1節 通則

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次の通りとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定、改廃又は市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定、改廃
- (3) 公の施設の設置及び廃止等に係る計画等の策定又は変更。

(規則で定めるを削除。市が所有権を有する施設に限らない)

- (4) 市民生活に直接の影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(市民参画手続の方法)

第7条 市は、対象事項の性質、影響及び市民の関心度を考慮して、適切な時期に、次に掲げる方法のうちから、1以上の適切な方法により行うものとします。

- (1) 審議会等の設置

(2) 市民討議会の設置

(住民協議会がわかりにくいというご意見を踏まえ、変更)

(3) 意向調査の実施

(4) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。)の開催

(5) 意見公募手続の実施

2 市は、対象事項のうち、より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参画の方法を併用するものとします。

3 市は、他に法律で定めがあるものについては、法律の定める意見公募手続に加えて、前2項の規定により行う市民参画の手続を行うものとします。

~~市は、前条第1項第4号に掲げる事項を実施しようとする場合において、規則、審査基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロに規定する審査基準をいう。)、処分基準(同号ハに規定する処分基準をいう。))又は行政指導指針(同号ニに規定する行政指導指針をいう。)の制定又は改廃をしようとするときは、前2項の規定により行う市民参画の手続の方法に、意見公募手続の実施を含めなければならない。~~

(説明がわかりづらいので修正)

4 市は、対象事項を実施しようとする場合において、市民以外の者であって、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、第1項に掲げる方法により、市民参画の手続を行うよう努めるものとします。

(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定を公表するとともに、前年度における市民参画の手続の実施状況を取りまとめ、これを恵庭市市民参画推進会議に報告するものとします。

## 第2節 審議会等

(委員の公募)

第9条 市は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとします。

2 市は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。

3 市は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。

4 市は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、居住地、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。

(ご意見も踏まえ地域性も追加)

5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。

※審議会等＝附属機関(法律、条例で設置)＋附属機関に類するもの(要綱、要領設置)  
(委員の氏名等の公表)

第 10 条 市は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 委員の氏名
- (2) 委員の選任区分
- (3) 附属機関の委員に公募により選考された市民が含まれていない場合には、その理由
- (4) 附属機関に類するものにおいて、公募により選考された市民の委員の数が、委員の総数の 3 分の 1 の数に満たない場合には、その理由

(会議の公開等)

第 11 条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

- (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
- (2) 会議の内容に非公開情報(恵庭市市情報公開条例(平成 6 年恵庭市条例第 18 号)第 10 条各号に定める情報をいう。以下同じ。)が含まれるとき。

2 市は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。

3 市は、審議会等の会議を開催しようとするときは、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。

(会議録の作成と公表)

第 12 条 市は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。

### 第 3 節 市民討議会

#### (市民討議会)

第 13 条 市は、市民討議会を実施するときは、住民基本台帳などから無作為に抽出した市民に対し、参加案内を送付し、応募のあった市民の中から、市民討議会の参加者を決

定するものとする。

2 その他、市民討議会の実施に関し、必要なことは別に定める。

#### 第4節 意向調査

(意向調査の実施等)

第14条 市は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。

2 前項の情報提供にあたっては、意見の誘導とならないよう十分な配慮を行うものとします。

3 市は、意向調査を実施したときは、その結果のうち非公開情報を除いたものを、速やかに公表しなければならない。

#### 第5節 意見交換会

(意見交換会等の開催等)

第15条 市は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。

2 市は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。

3 市は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果のうち非公開情報を除いたものを、速やかに公表しなければならない。

#### 第6節 意見公募手続

(意見公募手続の実施)

第16条 市は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 対象事項の案、当該案に関する資料及びその概要版

(2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景

(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限

(4) その他市が必要と認める事項

(意見の提出方法等)

第17条 意見公募手続における意見の提出方法は、次のとおりとする。

(1) 郵便等

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 市が指定する場所への書面の持参

(5) その他市が必要と認める方法

2 意見の提出期間は、30 日以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、市は、やむを得ない理由があるときは、30 日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。

4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名、[連絡方法](#)を明らかにしなければならない。

(結果の公表)

第 18 条 市は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 対象事項の題名

(2) 対象事項の案の公表の日

(3) 提出された意見又は提出された意見の概要

(4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由

(再度の意見公募手続)

第 19 条 市は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第 15 条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。

## 第 7 節 政策提案手続

(政策提案の提出等)

第 20 条 市民は、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を[記載した具体的な政策](#)を市に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。

[2 市は、市民からの要望や相談、苦情などに対応する中で、前項の要件に合致するものについては、積極的に政策提案として把握するよう努める。](#)

3 市は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案者に通知しなければならない。

### 第3章 市民参画の推進

#### 第1節 市民登録制度

(市民登録制度)

第21条 市長は、市民参画を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参画に関する情報を積極的に提供するものとする。

#### 第2節 市民参画推進会議

(設置)

第22条 この条例に基づく市民参画を推進するため、[地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき](#)、[恵庭市市民参画推進会議](#)(以下「[推進会議](#)」という。)を置く。

(所掌事務等)

第23条 推進会議は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は市に対し、意見を述べるものとする。

(1) 第8条の規定により取りまとめられた市民参画の手續の実施予定の評価に関する事項

(2) この条例の規定による市民参画の手續の[実施状況の評価](#)に関する事項

(3) この条例の規定による市民参画推進計画に関する事項

(4) この条例の改正又は廃止に関する事項

(5) その他市民参画の推進に関する事項

2 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 市は、市民参画に関する市民からの意見その他市民参画の推進に関する情報を推進会議に提供するものとする。

4 推進会議は、第1項各号に掲げる事項の審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。

(組織等)

第24条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

(1) 市長が行う公募に応じた市民

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

2 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合には、原則として委員の総数の2分の1以上を同項第1号に掲げる者としなければならない。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3節 市民参画に関する計画

#### (市民参画推進計画)

第25条 市長は、市民参画を総合的に推進するための計画（以下「市民参画推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、市民参画推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。

3 市長は、市民参画推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 市長は、市民参画推進計画の実施状況を公表しなければならない。

### 第4章 雑則

#### (委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。

#### 附則